

Title	ペルー帆船カヤルティ号の苦力叛乱について
Sub Title	Mutiny of Chinese coolies on the Cayalti, a Peruvian sailing vessel, 1868
Author	可児, 弘明(Kani, Hiroaki)
Publisher	三田史学会
Publication year	1979
Jtitle	史学 (The historical science). Vol.49, No.2/3 (1979. 6) ,p.27(137)- 51(161)
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	論文
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00100104-19790600-0027

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

ペルーア帆船力ヤルティ号の苦力叛乱について

可 児 弘 明

近代華僑社会の成立は、中國南部民衆の命運にとって重大な影響をもたらしえたが、その序幕となつたのはいわゆる苦力貿易（一八四五—七四）、中國の歴史的用語でいう「売豬仔」であった。苦力貿易は、黒人奴隸の解放により深刻な労働力不足に直面した歐米資本が、その代替労働力をアヘン戦争に敗北した清國の新しい歴史的状況に求めた結果であり、道光末年から咸豐、同治にわたる四半世紀余の間継続したのであるが、法規制の上から、

一 一八四五年あるフランス人スープー・カーゴが福建省アモイにおいて苦力を募集し、フランス船によつてブルボン島へ苦力を輸送した時より、一八五五年に至るまで

二 イギリスの一八五五年中国人船客法が施行に移された一八五六六年一月より、イギリスが占領下の広州において招工公所を開設し（一八五九年十一月）、次いで一八六〇年一月のメッセンジャー号事件をへて、フランス、スペイン両国がイギリスのそれにならうまで

三 英清北京条約第五条、仏清北京条約第九条により、清国の国是であつた海外移住の禁止が死文と化した一八六〇年十月より、一八六六年に至るまで

四 一八六六年三月、清国が英仏と「續定招工章程条約」の調印を行つてより（ただし英仏は批准をしなかつた）、一八七ペルー帆船カヤルティ号の苦力叛乱について

四年三月マカオにおいて苦力募集が停止をみるまで

以上の四期に分けて考えることが便宜であると私考する。この間五〇万人以上の苦力が欧米人に買取られ、カナダ、アメリカ西部、中南米あるいは東南アジアの熱帯植民地、オーストラリアなどの経済開発に、低賃銀の移民労働力として投入され、奴隸同然に酷使されたのである。

苦力貿易については、中国人自らの手によってなされ、苦力自身の立証を中心としてまとめられた実態調査二例がある。一は李鴻章の要請により容閎がペルーにおいて一八七四年八、九月にかけて行つたものであり、その報告は一八七五年李鴻章、丁日昌とペルー代表との間で行われた修好通商条約および移民協定の批准交換交渉に際し、李鴻章によって活用されたといわれる。⁽¹⁾ただし容閎の報告が苦力貿易史料として研究上利用された具体的な例を聞かない。他の一は、総理衙門の命によつて学生出洋委員主事陳蘭彬を長とする調査団がキューバにおいて行つた公式調査であり、この結果は一八七四年十月二十日付で総理衙門に提出されている。一八七六年上海の清国海關によつて右報告書が刊行されており、また一九七〇年にはそのリプリントが台北において刊行されている。余繩武がかつて自己の論文中に『醒迷編』なる資料を引用しているが⁽²⁾、これは右報告書の一部を広東省当局が重印したものである。この他シンガポール護衛司署が一八九四年に刊行した『三州府文件修集』があり⁽³⁾、その卷四に被売者の供述若干がみられるが、苦力の供述を中心とした苦力貿易資料としては、陳蘭彬調査団の報告が基本的なものである。

同報告に述べられているように、中国において行われた苦力の募集は詐欺と暴力的要素に充たされ、外国船による輸送は劣悪な待遇と残忍きわまりない虐待下に船荷同然に行われ、また現地到着後は奴隸労働を強制されたのである。とくに悲惨をきわめたのはキューバ、ペルーへ向つた形式的には契約移民の手続きをとつた苦力であったが、後者のペルーについては、李長傳⁽⁵⁾、ワットリスチュワート⁽⁶⁾が記述しているとおりである。かかる苦力貿易において、中国南部ことに廣東、

福建二省の民衆がその犠牲に供されたが、それは中国の通商口岸が当初南部に集中していた地理的関係にもとづくだけではなく、二省が伝統的な海外移民の故郷であったことによるのである。苦力輸送の急速な展開が苦力の身価をつり上げ、より大なる利潤を模索して、上海など北方へ波及したことは事実であるが、苦力貿易の主舞台は終始して広東、福建二省であつた。

さて日本でいえば弘化二年より明治七年に至る苦力貿易と隣邦日本との関係であるが、これについては、従前から左の三件が知られている。その第一はハワイ総領事と自称するヴエン・リードが、辰年すなわち慶應四年四月二十五日(一八六八年五月十七日)夕、日本人口入屋に集めさせた「農業手伝い」の移民一五三名をイギリス船シオト号に乗せ、横浜から無許可で輸送した事件である。⁽⁷⁾ この事件に関して、西暦六月六日、イギリス公使館が、清国と英仏が締結した一八六六年続定招工章程条約を日本側に送付していることに示唆されるように、⁽⁸⁾ 苦力貿易の日本への明らかな、しかも直接的な波及であった。第二は一八七〇年(明治三年)夏、横浜、長崎において清国人の日本小児買取り事件がおきていることである。午年七月四日(一八七〇年七月三十一日)、外務省より各港宛文書に、

近來神奈川港おるて、外国人又は支那人等、御国内貧民の幼女にて、容貌殊に宜敷ものを相撰、其親共と相対を以、極密買取、何方えか差送り、又は往々かとはかし候類も有之哉聞之候。⁽⁹⁾
とあり、また同日彈正台より外務省宛文書には、

今般於長崎表遂探索候處、去六月廿四日迄に、日本の小児七八歳より十二三歳迄の處廿人計も支那人え売渡候故、支那人呼出し、取戻の央の由申越候。尤彼地にて支那人拾兩内外に買取、上海に連れ越候得は、百ドル位に賣去候趣に御坐候。⁽¹⁰⁾

とみられるのがそれである。なかには「新地居留地え三四年も我子同様養ひ居候ものも」⁽¹¹⁾ あつたのであるが、「本国え連れ

帰らんとせし者」⁽¹²⁾が多かつたであろうことは、

郵船へ日本女子を乗せ居郵船毎に不絶日本嬰児を乗せ帰り候哉の儀も相見候間外開港地えも早々取締被仰渡度奉存候。⁽¹³⁾近來支那人貴國の頑民を欺き、養子杯の名目を以、竊に幼児中年の者等、不抱男女、買取候段承知仕候。⁽¹⁴⁾などの諸記録から容易に想像することができる。苦力貿易の時期には、苦力のみならず、中国、ベトナムの婦女子もまた海外へ多数買取られた。このことについては稿を改めて論ずることにしたいが、右の日本人買取り事件も、苦力貿易の一波及とみなすべきであるかもしない。

第三は明治五年、マカオを出帆してカリヤオ(Callao)へ向つたペルーの苦力船マリア・ルス号が、前檣修理のため横浜に臨時入港し、入港中に脱走した苦力の保護問題に端を発し、明治政府が同号の出帆を差止め、苦力二三一名を釈放し、これを送還したことから、事件がペルーとの国際問題に発展したものである。⁽¹⁵⁾いわゆるマリア・ルス号事件である。この事件は中国における苦力募集あるいは婦女子売買の波及ではなく、苦力船の日本寄航により、日本が苦力貿易の渦中に巻込まれたものであつて、前二例とは異質のものである。ところで、マリア・ルス号事件が余りにも著名であるため一般には知られていないが、実際には、苦力船の日本寄航は、マリア・ルス号より早く、慶應四年に一例確認されるのである。それが本稿の主題である一八六八年ペルー帆船カヤルティ号の叛乱ならびに函館入港である。なお苦力は中国における用語にならつて本来「華工」とすべきであるが、この用語はわが国ではなじみが薄いため、本稿では苦力を踏襲することにする。また引用文は便宜上句読点を付してある。

苦力船カヤルティ号の函館入港に関しては、香港で刊行された英文雑誌「チャイナ・レヴュー」第二号（一八七三年）所載のマカオ苦力貿易に関する記事中に、簡単に言及したものがある。それによれば、一八六八年カヤルティ号は四二人の苦力を乗せて函館に到着したが、船長と乗組員の姿がなく、かつ甲板や船室が血で汚れていた。船で叛乱が起り、六ヶ月

間も彷徨していたのである⁽¹⁶⁾、と記されている。ガース＝アレキサンダーの近著『華僑・見えある中国』に回じひとが記されているが、やはり「チャイナ・レヴュー」第一号に取材したものであろう。

一方、ロビンソンが一八七四年三月三十一日付で広州において作成したといわれる苦力船の海難なればに叛乱一覧表（一八四五一年）によると、函館沖で欧人が見当らず苦力四二名のみが乗組んだ状態で見つかった船をプロヴィデンツア号であるとし、回号は一八六六年七月二十三日マカオから苦力三八〇名を乗せてカリヤオへ向ったイタリア船であったとしており、前記「チャイナ・レヴュー」の記事と齟齬を見るのである。ロビンソンは、香港の英字紙「チャイナ・メール」一六四四号（一八六八年）から資料を得ていて、「チャイナ・メイル」は一八四五年二月二十日に創刊された英字紙であるが、香港政府の檔案署（Government Public Record Department）には一八六九年以前の回紙が保存されておらず、布政司署図書室（現在は Government Secretariat Library と改称）には、一八四五一年三月分のみが収納されており、もしあたり前記一六四四号を参照することができないのである。

しかし幸いこの事件に関し、日本側の記録として、「箱館府外國局日誌」、「函館在留各官吏觸達書」、「函館府外國岡士往復文書」がある。これらはいずれも『函館市史』史料篇、第二巻、昭和五十年三月刊に収録されていて、容易に参照することができる。先ず「函館府外國局日誌」七月三日の項によると、

一 昨夕入港の三本檣帆前船追て相糺候処、不審の儀有之候に付、抗師カール召連為糺方宮岡謙次郎、杉山三千蔵、通弁鈴木知四郎相越糺方に候処、船主無之、支那人乗組居、困難の由にて当港え入津いたし候旨にて、当地在留英人ビウツキ被相頼世話いたし候段申立、右は条約未済の人民乗組、殊に疑敷義有之候間、運上^所え右船取上、証書ビウツキえ相渡、日本旗章引揚、乗組支那人上陸為致、警衛人數付置候事。

とあり、カヤルティ号の函館入港が辰七月二日（一八六八年八月十九日）の夕刻であったことがわかる。そして船がバルク形

船すなわち三本檣帆船であり、無条約国の旗を掲げ、中国人のみが乗船しており、船長などの姿は見当らず、不審の点があるので、船を運上所で抑留し、とりあえず日本旗章を引揚げると共に、函館在留各国領事に事情を通知した次第が判明するのである。

次いで各國領事立合の上で、辰七月三日、六日、七日、十二日、十四日に同船上にて調査を行い⁽¹⁹⁾、また上陸させた中国人の尋問を行っている。中国人には上陸後警備がつけられた⁽²⁰⁾が、判明している限りでは広東人阿祐なるものを通訳として雇い、七月十二日、十四日本陣において尋問を行つたのである。⁽²¹⁾ところが、十五日右阿祐が能代へ赴いたため、尋問が日延となり、その旨各國領事に通知されている。⁽²²⁾また辰七月二十一日までに、中国人は全員が庄内留守居屋敷跡へ移され、所持していた金貨、銀貨、刃物などを押収されたことも記録されている。⁽²³⁾辰七月二十一日は西暦の一八六八年九月七日にあたるが、結局同日までの記録には、船名、船籍、乗船中の中国人数、不審とされた諸点などについて明記する記述がみられないものである。そればかりか、同号函館入港に関する記述は、その後途絶えるのである。これはカヤルティ号函館入港後、榎本武揚の品川脱走があり、西暦十月二十日には榎本らの鷺ノ木到着となり、十月二十五日に至り五稜郭攻撃が行われたためであろう。以後函館は翌一八六九年五月十八日榎本らの投降を見るまで函館戦争の混乱が続き、日本側にカヤルティ号関係の調査尋問を行う余裕を生じさせなかつたのであろう。なおこの間、辰九月八日すなわち一八六八年十月二十三日をもって慶應が明治と改元されている。

続いて「函館府外國岡士往復文書」中に、

西暦一千八百六十八年第十一月九日廿五日 戊辰九月 箱館に在る合衆国岡士館に於て

日本国官吏え

亞国軍艦イロコイ号船将エンキリスの助力を得て、第八月支那人四十一名乗組當港到着のバルク船は、彌亞國の所有

たる証彰れ、既に規矩の如く亜国バルク船カヤルティ号と書記したる船中書類を見出し、右は比耳西國カラオの地に在る合衆国岡士の名判あるに因り、右船は予が所有に属すべし。尤支那人并船は夫々仕法相整まで、条約面に掲載ある如く貴國の扶助を受んことを乞ふ。 拝具謹言

岡士

イ、イ、ライス

名判

という文書がみいだされ⁽²⁴⁾、はじめて船名、中國人數、船籍の具体的記述があらわれるのである。これにたいし日本側からは長谷部卓爾より了解したる旨返書が出されているところをみると⁽²⁵⁾、函館戦争後の十一月、同号の調査がアメリカ領事ライス、アメリカ軍艦イロコイ号船将エンキリスによつて専ら行われたように思われるのである。しかしながら上述三資料はこれ以上カヤルティ号の入港について伝えることがなく、乗船していた四一名の中国人に関するても、広東人通訳が雇われたことから、広東人が主体であつたのではないかと想像される位のものであつて、その他については一切が不明なのである。

しかるに外務省外交史料館には、『自明治三年、至同四年、條約未済秘露國風帆船「カヤルテ」號函館へ入港處分一件』(十四門、八函、一区)と題する文書一綴が保存されている。本資料は第一号、函館外務掛ヨリ未盟國ノ旗章ヲ引揚ケ入港セシバルク形カヤルテ船処分方ニ就テ云々ノ申牒、明治三年九月にはじまり、第一六号、開拓使ヨリ前条相違ナキ旨回答ノ來柬、同四年十一月に終つてゐるが、右のうち、第一号の付属書に、

第一号 カヤルテ船乗組支那人所持金銀錢調書

ペルー帆船カヤルティ号の苦力叛乱について

第二号 米国軍艦イロユイ号船将并同領事立会吟味ノ節カヤルテ船乗組支那人口供書
第三号 長谷部卓爾米領事ライス往復書二通

があり、カヤルティ号入港当初の事情を記録しているのである。付属書第二号の口供書は、一八六八年十一月二日（辰九月十八日）より六日（辰九月二十二日）に至る間の尋問結果であり、その供述者と尋問月日は左のとおりである。

モーキン 十一月二日、三日、四日。

ワイチヨン 十一月二日。

クイチヨン 十一月三日。

ソンワイ 十一月四日、五日。

アチャト 十一月四日、五日。

アハン（別名カウチーポン）十一月五日。

アリュム 十一月二日、三日、四日、五日。

アボ（別名スウェボ）十一月六日。

前述のごとく「籍館府外國局日誌」によると、旧七月中旬の尋問は通訳の広東人阿祐が秋田表に向つたため中断したのであるが、その後アメリカ領事ならびに入港したアメリカ軍艦イロコイ号艦長によつて、カヤルテ号自体の調査のみならず、中国人の尋問も続行されていたのである。ただし付属書第二号に記録されているのは僅か八名の供述であり、しかも「右口証之趣は、聊疑念之廉も有之候得とも、申立之儘」正直に書取つた旨、付記されているのである。事実、欧人乗組員殺害の事実が発覚することをおそれる余り、事件の隠蔽を試みたと思われる表現が供述の随所に認められるのである。

此支那人共四五日之間食すへき物もなく、且寒氣ニ苦ミ居候へは、一人荷口を下より押明け、甲板上ニ出、他のもの

共も追々引き出て見廻し候處、誰一人も不見、寂寥といたし、船は全く氷に取巻込まれ、歐人共小舟二艘ニ乗り遡去候（モーキン、十一月三日の申立）

其後二、三ヶ月も経て寒氣追々強くなり、両三日之間は食すへき物もなく、甲板上に出候得ば、歐人立去り何方に赴き哉、一人も不有見候（ワイチヨン、十一月二日の申立）

自分此船ニ乗入候已來三四ヶ月を経て、外カ支那人共と俱に甲板上に出候へは、歐人共退き一人も不相見候（クイチヨン、十一月三日の申立）

という供述部分はその好例である。しかしその後の追及によつて、第二回、第三回目の尋問に際し事実を申立てるようになつてゐるところから、大筋において事件の経過をたどることは十分可能である。次に八名の供述記録中で、比較的事件の顛末を正確に伝えるかと思われるアポ、別名スウェーポなるもののそれを全文あげてみる。

オ十一月六日吟味アポ別名スウェーポ申立之趣

自分儀は、凡二ケ年バルク形船に乗組ミ、西牙国語に通し候。右船は米国旗章を掲げ、船長之名は、ティリリユリと唱へ候。右船長は支那料理人一同、水島に上陸いたし、其後傳承いたし候ニ、船長をマノンカと号ると也。同人年齢五十歳程之大長之人物ニ候。乗組之者、カラオ出帆より三日ニして殺害され、船パケメー一名に可赴答之處地候。船長一同上陸いたし候支那料理人は、アウンと号し、四五年料理番を働き乗組居候。初度之航海中は、按針役を除く之外、船中乗組之もの何れも同人物にて、次之航海之折、右接針役乗込ミ候は、名はセノルペトロと唱へ、乗組之者共殺害ニ逢ふ時、自分事ハ眼中に有之候。バルク形船第一月中旬出帆之折、カラオに於て船中ニ所用ありて小男子秉リ、そは船長之伴之由ニて、右場所ニ残し置候。船持主之名はコロンジンと言ひ、カラオ近邊ニ在留いたし、上乗の者はユアンと申、同所ニ上陸いたし候。殺害に逢候乗組人員は、自分眼中にて不存候得とも、水中に飛入候

由、傳聞いたし候。

再吟味の上申立候趣は、惣乗組之者、争鬭之後、歐人共三四時之間船胴に置き、一人ツゝ甲板上に引出し、錨に縛附け水中に投棄候由。自分儀は船室ニ廻置れたる故、其事情を不見請候。船長も既に可被殺之處、船長は支那人共を支那地に連帰り可申旨を支那料理人中介いたし、助命いたし候。水夫頭ペドロは海中に飛込み、按針役は船室之窓より入水いたし候得とも、兩人とも海中の板に依り附き助居たるに、何人之為に被殺候哉、確に不存候。アモウ并アオン之両人は小舟に乗り、其所に行き、斧を以て打殺たる趣、傳承いたし候。争鬭之折、支那人一人即死、兩人手疵を負ひ、無程死去いたし、歐人四人を錨に縛附け、船側之窓より海中に投げ、又二人を支那人共水中に投棄候。此舉動は午前八字前之事ニ候。船中斧三挺、鋤并火砲子三十挺程有之候。船長争鬭前は船室ニ住し居けるか、船右オモカシの後室に閉込ミ置候處、水中に飛入候患あるに依り、警固之支那人附置候。然るに船長非命ニ死たるを歎息し、涕叫三四日ニおよへり。命に無恙旨申諭し、宥置き候。甲板上に小銃一挺并短砲一挺有之處、水夫頭ペトロ其一挺を取り、試んとするに火發せず。船長は葡萄牙國人にて、金を囊ニ入れ、思ふに凡三四箇も有之、船中に持來り候。右金船長寢所下ニ有之候金箱に納たるを、支那人共取出し、食料之為其内を遣ひ拂候。氷島に於て、アユウ食物シを求んとて、船長一同金囊を持て上陸いたし、其僕船に立帰不申候。此所に華語少し解す人ありて、船中に来候。其後他所ニ碇泊いたし候。右両所にて、食物酒油薪水等買入之為、大銀錢六七百枚費し候。大洋銀三百枚程、箱館に持來候事と被存候。金配當之折、自分儀ハ大銀錢十六枚請取候。配分方はアリン、アロン、ソオン、アコウ之四人ニテ、金子を小囊に入置き、其上に各姓名を記し、壹人毎に呼出し、配分致し候。自分事は一囊請取候。アロンは上着を取り出、着用いたし候。船を五里程出し、其所に於て、麦粉三四十俵、葡萄酒四五十箱、焼酒百瓶、砂糖少々、阿片壹箱、鐵輪數ヶ、汁鍋一ヶ、砂糖蒸之大鍋三ヶ買求、乗組支那人共は、綿砂糖植附之肥シを求ん為ニ罷越候。氷結の場所にて毛皮之帽を求め、

其代ニ堅焼之蒸餅を与へ、或は代金を拂遣し候者も有之候。船長船を立退き候前十五日之間、或る所ヘ碇泊いたし居候得とも、何ら変事も無之、此所より少々相隔候所ニて船長立去、再び帰船不致、支那人共に申送候ニは、支那人共は自國に立帰候便路を可相求旨ニ候。依て其後此處に三四日滞留之後出帆いたし、氷海中に錨一挺を失ひ、カラオ出帆之折錨五挺有之候得共、一挺は歐人を繫き水中ニ投棄候、又一挺は海中に失ひ、残り三挺ハ函館に持來候。自分儀は最初食事掛之給仕にて、其後水夫となり艤部屋に住し、其間役をいたし候。船中乗組居候中、船は米国旗章を用ひ申候。

右供述によると、カヤルティ号はマカオから出帆した船ではなく、ペルーのカリヤオからパケメーに行く予定の帆船であつたことが先ずわかるのである。そしてカリヤオでは米国旗を掲げており、船主はカリヤオ近辺在住のコロンジンといい、船長はポルトガル人ティリユリあるいはマノンカ、按針役がセノルペトロ、水夫頭がペドロとされている。船長が頗る長身の男子であつたことは、モーキン、アリュムの供述中にも述べられているところである。

当時のペルーは近代国家としての基礎が築かれた時代にあたり、サトウキビと棉花の栽培、赤色顔料である洋紅(ヨーナール)の製造、運河、港湾、電信、鉄道関係など各種土木工事、さらに近隣島嶼における鳥糞石採掘など、諸分野において多大の労働力を需要していたが、人口が比較的少く、その上スペイン植民地時代には海岸地帶で盛んであった黒人奴隸の使用が一八五四年の奴隸有償解放によって不可能となり、また当時ペルー人口の七割を占めたといわれるインディオの労働力、ならびにヨーロッパからの新たな移民調達が不成功に終つたことなどにより、深刻な労働力不足に直面し、一八四九年以降、中国から低賃銀苦力の導入となるのである。⁽²⁶⁾ 表1に示すように、一八五〇年から一八七四年に至る間、約九万人の中國苦力がカリヤオに到着している。一八六〇年代後半は苦力の到着数が増大傾向をたどつた時期に当つてゐる。

さてカヤルティ号がカリヤオを出帆する時、「船中には支那人四十八人」がいたとアリュムが称しているが、人数につ

表 1. カリヤオ到着の中国人苦力数

年 次	到着人数
1850-1859	13,000
1860	1,413
1861	1,440
1862	1,003
1863	1,628
1864	6,410
1865	4,540
1866	5,929
1867	2,184
1868	4,266
1869	2,291
1870	7,544
1871-1874	35,599 87,247

(Stewart 1951)

いっては苦力によつて供述に喰違があり、モーキンは「自分并外ノ支那人と俱に都て四十九人」といつてゐる。またワイチョンは四八人、アハンは四九名といい、供述が区々として一定していない。ワイチョンとクイチョンは航海中に七名が死亡したといつてゐるが、途中料理人が下船し、箱館入港時に四一人が乗船していたことから考へると、あるいは四九名が正しいのではないかとも思われる。これら中国人は次の三類から構成されていたようである。その一は、料理人アユンあるいは水夫アリュムのごとく、カヤルティ号で雇用されていた中国人であり、第二は「四年前ペリュ之地に罷越、カラオにて宿屋渡世の者と二ヶ年同居いたし候。右は兄弟之由。其後一ヶ年半程料理番となり、アカントと申者と同居いたし候處、右主人一七日も掛候場所に出帆いたし候趣申聞、第一月に到り、自分事をバルク形船に乗候ニ付」と供述してゐるアハンのごとく、既にペルー滯在が多年にわたる中国人である。そして第三は、

第六月大船ニ乗りペリュ名地に行き、上陸不致、其僕バルク形船を船脇ニ附け、自分并外ノ支那人と俱に、都て四十九人乗替へ候處（モーキン、十一月三日の申立）。

昨年第十月瑪港を出、船名は不存候得とも、大砲二挺備えたる大形之船に乗組ミ、四ヶ月之間船中所用を達し、外支那人四五十人と俱に小船に乘移候（クイチョン、十一月三日の申立）。

大船に乘入出帆いたし、夫よりハルク形船に乘移候（アチャト、十一月四日の申立）。
瑪港にて大船に乘入候處、支那人武三百人余乗込居、右大船に一ヶ月半程罷在、其後支那人四十七人余と供にカヤルテ船号を右大船ニ横附ニいたし乗移候（アリュム、十一月三日の申立）。

などの諸供述が示唆するように、瑪港（媽港すなわちマカオ）からカリヤオへ到着早々の中国人苦力であり、カリヤオには上陸せず、最終目的地に向うため、船からそのままカヤルティ号に移乗させられた新来のものたちであつて、この種中国人が最も多数を占めていたと思われるのである。

一方、水夫など欧人乗組員の人数については適確な数字をあげた供述がみられないが、カヤルティ号が、初期の苦力貿易に投入され、事件当時は既に太平洋航路の苦力輸送からは姿を消していた類の西洋型小型帆船であつたろうことは確かのことである。

カヤルティ号がカリヤオを出帆したのは一八六八年一月のことであり、アポは特に一月中旬のことであつたと称している。航海の目的地については、アポがパケマーといつているほか、アハンは主人から「一七日も掛候場所に出帆いたし候趣申聞」されて乗船したと供述しているが、詳しいことは不明である。そして苦力の叛乱は、出帆後三日目（モーキン及びソンワイ十一月四日の申立、アポ十一月六日の申立）に発生したものと思われる。ただしアリュムのみは十一月四日の供述中において、叛乱が出帆後第二日目のことであつたとしている。叛乱の動機に關しては、アハンが十一月五日の吟味に際し、「右料理人は関係不致候共、去争鬪を醸候得は支那人共自國に帰來可相叶旨を申含、外支那人共を憤發為致候處、翌日ニ到争鬪起り」と、中国人料理人アユンの教唆であつたことを述べている。これにたいし、アリュムが十一月四日に行つた供述は、「支那人共、其船長并水夫等に申聞候は、若し此船支那地に不相廻候ハ、切害に可及旨申立候」と脅迫したと称している。後者がおそらく正しかつたものであろう。いずれにせよ、苦力が船を奪取して中国へ帰還しようとした企図したことは確かである。ただ十一月四日吟味のアチャトのみは、「乗組之もの、支那人共に食料一切不与候故、支那人とも殺害いたし候」と、食糧の支給されなかつたことを叛乱の原因にあげている。

次に叛乱に参加した苦力が誰であったかについては、各人の供述がまちまちであるが、名の判名するものについてのみ

整理してみると、次のようになる。

モーキン申立 アカウ、アレン、アチャト、アセエ、アヨウ。

ソンワイ申立 アチャト、アコウ、アチヨン、アチン、アモウ、アウ、アヨウ、アコウ、アレン、アハエ、シユチャ
ト、シポク。

アチャト申立 アレン、アハエ、アリュ、シポク。頭分はモーキン、アレン、アハエ、タイジヤクシン、ケンチユ、
ソンワイ。

アハシ申立 アウヲン、トウフヒ、アハエ、パホ、タウソウ、アモウ、チンチイ。殺害の相談に同意したのは、ア
チン、アポ、アリン、サンチヨット、タウフヒ、ボス、ソム Yun、アハエ、スチフット、コムチム、
シボク、アモウ、ショロ、ソンワイ、コンシン、アチヨンク、アコム、ポント、ボクホ、アピイ、ソ
フセト、オンサホ、サンスハの二二名。

アリュム申立 アハエ。

アポ申立 アモウ、アオン、アリン、アロン、ツォン、アコウ。

このうち箱館における供述者中にその名が見出されるのは、モーキン、ソンワイ、アチャト、アポの四名である。十一
月四日吟味のモーキンは、同名異人でなければ、アチャトが頭分の一人として名指している人物であるが、そのモーキン
は叛乱の状況について、四日の吟味において、

船室の内二歐人三人在り、其内二人は水中に飛入、其一人は船長ニテ、又一人ハ甲板上に歩ミ居り、船中の事変に関
係不致、四十五又は五十位の年齢の老人ニ候。騒擾の砌は、船室に下り駆行き、艤の窓より海中に飛入る様子を見請
候。支那人アカウ斧を以て水夫頭を切たれば、水夫頭六響砲を支那人に向け放んせしに発せず、故に小刀を以て衝通

たり。依て多勢の者、水夫頭に迫りたれば、水中に飛入候。海中に飛入候者共、呼吸之尽る迫木に取附き浮ミ居候。水夫四人は網梯子に遡登り、又四人は甲板上にて争鬭を起し候。此水夫共等力尽き弱候を束縛いたし、船外ニ投棄候。此体を見て、網梯子に登たるものは海中に飛込候。船長の生命危く見へ候処、支那料理人仲酌いたし、船長の命を助候へば、支那人共悉く自國ニ立帰るに可到と申諭、船長に於ても其旨約諒いたし、甲板上に六響砲二挺携居候得共、支那人とも脅さんとするを見て放発せず、其假下ニ落し候處、其後アヘン并アレン持去候。此事變は早朝に起り、此所にて陸地を見請候。

と供述し、叛乱に参加したかどうかは述べていないのである。またアポは、「眼中にて不存候」、あるいは「船室に畠置かれたる故」と称し、叛乱に参加したことを自認していないのであるが、ソンワイ、アチャト両名は、棒を所持して叛乱に参加したことを自ら認めている。すなわちソンワイは、十一月五日の吟味にたいし、

支那人共黨を組み歐人に攻掛り、アコウ、アチヨン并アチンは水夫頭に掛け、右支那人共手疵を請候。水夫頭は水中に飛入り、接針役は艤の船室窓より飛下たるに、船側に掛け居たるを見て、アモウ、アウ、アヨウ并アコウ等小舟を卸し、其所に行き、小鉄を以て殺害いたし、一人之歐人も即死、外歐人は少々手疵を負い、或は束縛せられたるを、支那人とも一日半見合置候後、一両人殺し、其余は海中に投棄候。支那人一人六響砲にて打倒れ、両人は水夫頭より疵を請け、程なく死たり。手負四五人あり。此時アレンは斧を持ち、アコウ并アハエは小刀を持ち、シユチャト、シポク并自分事は棒を携居申候。

と供述しているのである。他の一人であるアチャトは、十一月五日、「ハルク形船争鬭之節、八人害せられ、束縛され、斧并小刀等を以て殺害されたるものもあり。アレン、アハエ并アリュは斧を持ち、シポクは小刀を持ち、自分事は棒を携へ鬪ふたれとも、一人も不害、支那人四人接針役其他之もの之為、殺害被致候」とのみ供述している。

またアハンは十一月五日の吟味に際し、次のように叛乱の状況を述べている。

翌日ニ到争鬭起り、凡十ミニュート之時間ニ、支那人三四人射殺れ、又切殺れ、其他支那人共手負、其後ニ到り死去いたし候ものも有之候。欧人一人手負いたし、二人海中に飛入、一人は船室之窓より水中に飛入候得とも、沈溺不致故、直に小舟を卸し、アウヲン、トウフヒ、アハエ、パホ、タウソウ、アモウ并チンチイ、此七人の者、右小舟に乗り、歐人の側に行き殺害いたし候。其外水中に在る者共をも害し申候。其後支那人共船に立帰り、小舟を引揚げ、船腹より錨を持出し、争鬭中打脳免置き、又待置候歐人共を縛り附け、船側之窓より海中に投入候。其折支那人聊手疵を負候者もあり、亦無疵之ものもあり。死傷とも支那人皆て八人、其疵命ニも拘候程ニ候。自分事ハ争鬭之節軸先ニ居り、鬭争終候迄、其所に隠居申候。

以上の供述によつて推測すると、苦力は斧、小刀、棒を以て歐人乗組員に立向い、乗組員は火器、小刀を以てこれに応戦したのであるが、結局は数においてまさる苦力が勝利をおさめ、船長一人を除く全歐人乗組員を殺害し、船を奪取することに成功したのである。殺害された欧人乗組員は、水中に追われて殺害された接針役、または小柄な方の船長とも表現されているセノルペトロ、水夫頭ペドロ、その他甲板上で負傷し、後に殺害もしくは錨をつけられて海中に投棄された四名、綱梯子から投水し、溺死もしくは殺害されたとみられる四名、合計一〇名と思われる。これにたいし、苦力側では死傷八名を算え、うち四名が死亡したものと推察されるのである。

当時中国では苦力を輸送する西洋帆船を招工船と称したが、招工船上において、苦力が叛乱を起し、欧人乗組員を殺害して船の奪取を計ることは稀ではなかつた。劣悪な待遇と際限なき虐待にたいし、坐して侮辱に甘んずるより、叛乱を起して活路を求めようとしたものである。当時の帆船は、マカオ・カリヤオ間九、〇〇〇マイルを約一二〇日間で航行したのである。⁽²⁾ ワット＝スチュワートは、一八六〇年から七〇年に至る間、マカオからカリヤオへ向つた苦力のうち、平均一

表 2. ペルー苦力輸送中、船上死亡の高率であった13例

船名	船籍	カリヤオ到着日	船上死亡率%
Enrique IV	フランス	1868.12.20.	31.00
Luisa Canevaro	ペルー	1872. 5.11.	25.90
Emigrante	ポルトガル	6.11.	21.84
Rosalia	ペルー	6.12.	14.00
America	ペルー	6.13.	15.20
Antares	フランス	6.30.	31.10
Hong Kong	ペルー	9.12.	11.80
Onrust	オランダ	9.28.	9.89
Bengolar	フランス	12.17.	11.00
Colombia	オーストラリア	1873. 3.26.	33.00
San Juan	ペルー	9. 9.	19.40
Emigrante	ポルトガル	9. ?	14.90
Guillermo	ペルー	1874. 1. ?	14.30

(Stewart 1951)

○・七四パーセントが船上で死亡したとしているが、これは平均値であって、表2のごとく死亡率三〇パーセントを超過した船が三例も認められるのであって、モースが「浮き地獄」²⁹と簡潔に称した苦力輸送の非道ぶりを物語っている。

苦力の集団叛乱は、一八五一年ペルーへ向ったイギリス船ヴィクトリー号のように、苦力が欧人船長を殺害し、中国へ上陸した例もあるが、一般的にいえば、火器を所持する欧人船員側の攻撃によって鎮圧されたのである。それでも苦力の叛乱は苦力貿易の全時期を通じて発生したものであって、中国民衆の苦力輸送に抵抗する激しい昂揚を示している。こうしたなかにあって、苦力貿易終末期におけるカヤルティ号の叛乱は、多くの事例がそうであったように中国から出航数日以内に発生したものではなく、遠くペルー沿岸において発生したこと、ならびに叛乱に成功し後述するように日本経由で上海まで帰還しえたこと、さらに叛乱の状況を比較的詳しく述べる資料がわが国にあることなどにおいて、特異な事例というべきであろう。

さて叛乱に成功した後、苦力たちは船長室から金貨、銀貨を探し出し、頭分の苦力がそれを分配して全員に手渡したことは、最初にあげたアボの供述にみられるところである。このことは「船長寝床之下ニ在之候箱物内より、大小金銀三百枚見出し、銀錢は囊に入れ、金錢は小革箱二入れ在之候。右は一人に付三十枚又は四十枚宛配分いたし、自分事ハ三十枚請取候得とも、箱館に来り食物買求め、不

「残遣払候」（モーキン十一月三日の申立）とか、「船長大銀錢七八百枚、小銀錢武千枚、小金錢百枚アコウに与へ候。右金銀凡二ヶ月船腹中に入置き、其後銘々多少配当いたし候」（ソンワイ十一月五日の申立）、あるいは「大銀錢一千枚、金錢少々所持いたし居候者有之、右は配当いたし候分ニテ、自分事は大銀錢十枚請取候」（アハン十一月五日の申立）など、他の供述記録にも認められるところである。船長がアコウに金貨、銀貨を与えたというのは偽りの供述であろう。

付属書第一号には、箱館入港時に苦力が所持していた金錢の明細が記録されている。それによると、

金錢七四枚（内訳、八角大金錢一、大金錢五七、中金錢一〇、小金錢六）。

金牡丹四枚。

銀錢一、六三〇枚（内訳、大銀錢二六五、中銀錢三一一、小銀錢一、〇五四）。

大銀錢換札一六九枚（合計額、大銀錢一、一二八枚分）。

の他、銅錢、一朱銀、天保錢など若干があつたのである。八角大金錢一枚が大銀五〇枚、大金錢一枚が大銀錢二〇枚、中金錢一枚が大銀錢一〇枚、小金錢一枚が大銀錢五枚、金牡丹一枚が大銀錢一枚に換算される旨注記があるので、右金貨は大銀錢にして一、三二四枚分に相当することになる。これに銀貨分を足すと、所持していた金額は、銀貨で、大銀錢一、五八九枚、大銀錢（換札にて）一、一二八枚、中銀錢三一一枚、小銀錢一〇五四枚に達する。後述するよう函館入港までに費消した分があるので、奪取当時はこれ以上の金貨、銀貨があつたことになる。

さて中国人料理人の調停で、船を中国まで廻航させるために助命した欧人船長を伴い、カヤルティ号は中国へ向うわけであるが、結果的に函館に入港したのが八月十九日のことであるから、約七ヶ月間彷徨していたことになる。アハンが「七ヶ月程船中に罷在」といつているとうりである。この七ヶ月間の経過については、どの供述も曖昧をきわめるのである。確かなことは、「船長之歩行自由なる故、若し海中に飛入へくも難計に付、アハ工船室後に住ひ警固いたし候」とあると

うり、船長を監視しながら航海したこと、ある寄航地（氷島、または一ノ場所、一ノ島と称されているが詳細不明）で、船長は中国人料理人と一緒に食糧買入れのため金を持って上陸したまま消息を絶つたこと、「船を箱館に相廻し候為、日本水先案内之者に大銀錢十六枚を渡候」（アリュム十一月四日の申立）、あるいは「箱館に向け出帆之節、水先案内者として日本人に大銀錢十六枚モーキンより与候」（アチャト十一月四日の申立）とあるように、最後の航海は日本人を水先案内に雇い函館へ入港したことなどである。

船長が上陸して消息を絶つた事情については、別にモーキンの行つた十一月四日の供述に、「陸地より小舟乗り、船の側に繋き、船長まで一封の書簡を持来れば、船長翌日支那料理人を連れ上陸いたし、其後船に帰不申候」とあり、またアチャトも、「氷之為船張詰られ居候中、船長に使を差向たる者有之候」（十一月五日の申立）と称している。ただアポのみは、前引のごとく、船長から「支那人共は自國に立帰候便路を可相求旨ニ候」という申送りがあつたとしている。船長および中国人料理人が殺害されたことを示唆する供述はない。

この氷島には、一ヶ月間碇泊しており（モーキン十一月二日の申立）、住民は「形容凡日本人ニ似たれとも言語通ぜず」（同上）とか、「其島の人民は革の衣類を着し、犬に雪車を牽き」（モーキン十一月四日の申立）、あるいは「華語を少し解す人ありて船中に来候」（アポ申立）などとあるのみで、氷雪の地であつたこと以外の詳細については不明である。ここで「堅く蒸餅」を以て肉并乾魚と取替候。支那人共其米穀買求候に、唯一ヶ所にて大銀錢六十枚を費し、金錢を費し不申候」（モーキン十一月四日の申立）とあるように、食糧その他物資の補給を行つたことは確かである。当初カヤルティ号には「麦粉六七拾俵、葡萄酒武樽、砂糖凡三拾俵」（クイチヨン十一月三日の申立）が積まれていただけであった。そのため右の氷島以外にも何カ所か立寄つて必需品を補給したことは、「右両所にて食物酒油薪水等買入」（アポ申立）などの供述によつて確かにとあるが、これまた正確な供述はみられないのである。

かくて叛乱より約七カ月後に函館入港となるのであるが、入港に先立ち、できるかぎり船名を隠蔽したり、血痕を掃除したようであり、船室の疵跡は「血ニ無之、阿片染ミたる色ニテ、船室を掃除いたし候折」（ソンワイ十一月五日の申立）にできたものであるとか、「船名は消へて焼失いたし候も有之候」（モーキン十一月四日の申立）には、阿片を薰し、其為染ミたるものニテ、入港之節掃除いたし消取申候」（アリュム十一月三日の申立）と称している。それにもかかわらず日本側役人に不審を感知させたのは、欧人乗組員のいない招工船であつたこと以外に、七カ月前に発生した叛乱時の痕跡や血痕が未だ船内に残っていたからであろう。「入港之前、支那人階上より落ち死去いたし候ニ付、其為甲板上に血染たり」（同上）という抗弁もみられるが、「船室に染たる血は、疵を負候支那人の口中より出たるものにて有之候」（アチャト十一月五日の申立）というのが眞実であつたと思われる。

以上がカヤルティ号における苦力の叛乱、ならびに函館入港に至る大要である。当時、ペルーは日本、清国いずれにも外交関係を有さず、また日本、清国も未条約国であった。また当初アメリカ領事によつてアメリカ船と主張されたカヤルティ号が、最終的にペルー帆船と認定された経過は詳らかでない。しかし四一名の苦力は、結局、明治二年九月十一日（西暦一八六九年十月十五日）、アメリカ蒸氣船ホンキュウ号で上海に送還されたことが、午九月函館外務係申牒（文書、第一号）中に明記されている。苦力にとっては約一年二カ月間に及ぶ日本での抑留生活であったことになる。送還の理由について、右文書は、函館戦争のために官員一同が青森表に移動したため、尋問が混乱したこと、ならびに多人数を長期間抑留するので経費がかさみ、かつ寒さに向う折でもあるので、一先ず上海に帰し、清国政府の手で調査してもらうことにした、と記している。

この後二年ほどして、明治四年七月二十九日、日本は清国と修好条約を締結し、さらにその翌年マリア・ルス号事件が発生するのである。すなわちマリア・ルス号事件の発生当時はいうまでもなく、それ以前においても、シオト号ならびに

カヤルティ号事件の体験を通じて、日本側は苦力貿易の実状を熟知しており、かつ続定招工章程条約の条文をも入手していたのである。苦力貿易に関する情報は、これら事件以外によつても入手し得たにちがいない。例えば、内閣文庫には明治五年仲秋、横浜中華会館が刊行した小冊子が所蔵されている。表紙に「夜半鐘聲」とあるが、内容上は「戒拐販人口出洋論」ならびに「并附見聞実録」からなる苦力貿易関係の記事であり、前者が六丁分、後者が一〇丁分ある。善書の類かと思われる。筆者譚禹（警迷子）は横浜華僑であり、出身地は広東省順徳県獅江である。巻末に刊行費を醵金した三六人の名録があり、その出身地別内訳は、香山一三、南海六、番禺三、新安三、順徳二、三水一、開平一、福建一、他に横浜とするもの六となっており、広東省が圧倒的優勢を示している。横浜華僑が欧米資本に随伴する広東幫をもつて主要な人的要素とした一般的事実とよく一致している。譚禹はマリア・ルス号事件にたいし、横浜中華会館が義捐金を集め、イギリスの法律家ダビドソンに弁護を依頼したと記している。故郷の苦力貿易を身近かに実感したことが、この小冊子を刊行する状況をつくり出したにちがいない。

「見聞実録」には、マリア・ルス号事件のほか、同治七年（一八六八）穗城からマカオへ略売され、苦力船に乗せられたが、海中へ飛込んで逃走した南海県人陳元福の話、咸豐四年（一八五四）マカオで売身し、ペルーなどで苦役一七年の後、サンフランシスコを経由して、同治十年（一八七一）身一つで横浜にたどりついた開平県人許有良と新会県人陳汝芳の話など⁽³¹⁾を記録している。他にも横浜経由で帰国する苦力の口から、苦力貿易の悲惨な体験が語られる機会が幾例もあったことであろう。

ところで日中商民の相互往来貿易を認めた明治四年の日清修好条約は、「海岸ノ各港ニ於テ彼此共ニ場所ヲ指定シテ」云々と制限居住を規定しており、日本側においては、華僑を外人居留地に近接する雑居地に集居させ貿易に従事せしめたのである。次いで明治三十二年（一八九九）の内地雑居令により、華僑は雑居地から解放されて、居留地ならびに雑居地以

外において居住、移転、営業することができるようになるのである。周知のよう近世長崎の華僑はいわゆる唐人屋敷内に囲込まれ、出入を厳しく規制された。この唐人屋敷は、元禄元年(一六八八)に、十善寺郷薬園跡約三万平方メートルの土地を区画し、市中雜居の唐人をこれに居住させることとし、翌年竣工したものである。内部には当初官設の二階建長屋数十棟のほか、市店一〇〇余、祠堂、涼み所、池、井を設け、さながら一市街の觀を呈していた。⁽³²⁾ 現在長崎市館内町に残る長崎市指定史跡、土神堂、觀音堂、天后堂は、いずれも旧唐人屋敷内の史跡である。盛時には一万人以上が在住したとする唐人屋敷は、スペイン統治時代のマニラ・パリアンに比すべき存在であったのであるが、明治四年以降の雜居地集居は、唐人屋敷にみられる華僑囲込政策の踏襲であつたとすることができよう。

華僑をめぐる摩擦が日本において少なかつたことは、十九世紀アメリカ、カナダ、オーストラリアなどとの著しい相違点であるが、その相違点の一つは入移民政策の相違によつている。すなわちアメリカ、カナダ、オーストラリアにおける激しい排華運動の背後条件となつたのは、低賃銀苦力の急速かつ大量導入であつた。一八四九年のゴールド・ラッシュと共に始まる広東苦力のカリフォルニア州進出は、一八六〇—七〇年の間に、實に同州内二七郡において白人を凌駕し、白人の割合が中国人を凌駕するのは僅か九郡にすぎぬほど顯著なものであつた。⁽³³⁾ これにたいしわが国では内地雜居に際しても、苦力など不熟練労働者の入國を防止する処置に出たのであって、わが国ではこのため貿易、商業、ならびにいわゆる三刀業など手職を中心とする華僑社成が成立したのである。空間的囲込から職業的囲込へと変化したわけである。アメリカなどにみられたような複雑な労働者の移民問題による社会レベルの摩擦が、太平洋戦争中ならびに終戦直後を除き殆んど日本ではみられず、華僑が総じて安定した発展をとげた理由の一つをそこに求めようとする内田直作教授の見解に、筆者は賛意を表するものである。かかる入移民政策がとられたのは、狭小な国土に過剰な人口をかかえるわが国の国情によることはいうまでもないが、出移民についてもハワイなど官約移民が先行している事実を考え併せると、シオト号、カヤ

ルティ号、マリア・ルス号など、明治初年における一連の苦力貿易に関連した事件を想起せざるをえないものである。明治初年におけるかかる苦力貿易の追体験が、明治政府の移民政策と因果関係を有するものかどうかについては、筆者はこれを見明白にすることができないのであるが、明治政府にとって苦力貿易とのかかわりが、有名なマリア・ルス号だけでなかったことは確かなことである。

終りに資料閲覧を許可された内閣文庫、外務省外交史料館、ならびにカヤルティ号関係資料の所在について御示教いただいた外務省史料館田中正弘氏、法学部池井優教授、文書読解に御指導をいただいた高橋正彦教授らに謝意を表したい。

注

- (1) 百瀬弘訳註、坂野正高解説『西學東漸記・容闊自伝』一九六九年、一八八一八九、一九一—一九三、一九五頁。
- (2) The Cuba Commission, *Chinese Emigration: Report of the Commission Sent by China to Ascertain the Condition of Chinese Coolies in Cuba.* Shanghai (The Imperial Maritime Customs Press) 1876.
- (3) 余繩武『十九世紀中叶外國資本主義侵略者掠奪中國人民的罪行』「鴉片戰爭史譜文專集」所収、北京、一九五八年、一一九頁。
- (4) Hare, G. T., ed., *A Textbook of Documentary Chinese for Special Use of Members of Civil Service in the Straits Settlements and Protected Native States.* Singapore 1894.
- (5) 李長傳著、半谷高雄訳『支那植民史』東京、一九三九年、
- (6) Stewart, Watt, *Chinese Bondage in Peru: A History of the Chinese Coolie in Peru, 1849-1874.* Durham 1951, passim.
- (7) 『日本外交文書』第一卷、第一冊。
- (8) 同右、六九三—六九四頁。
- (9) 『日本外交文書』第三卷、五九一頁。
- (10) 同右。
- (11) 庚午七月十二日、長崎県より外務省宛。『日本外交文書』第三卷、五九八頁。
- (12) 同右。
- (13) 同右、五九九頁。
- (14) 同右、付属書五、七月一日イギリス領事代理より長崎県知事あて書函等、『日本外交文書』第三卷、六〇七頁。
- (15) マリア・ルス号事件については、『日本外交文書』第五卷
- ペルー帆船カヤルティ号の苦力叛乱について
- (一五九) 四九

をはじめ日本側の資料が知られているが、中国側の資料として
は、籌辦夷務始末、同治朝、卷八七、八八、八九に關係資料が
みられる。例えば卷八九、同治十一年正月己丑（九日、西曆一
八七三年二月六日）署兩江總督張樹声の上奏によると、中国側
は報告のため帰國した鄭永甯に陳福勲、麥嘉締、上海駐在英米
領事をつけて日本へ派遣した。一行は同治十一年八月二十七日
横浜到着、苦力をうけとり、外務省品川忠道と共に横浜を出帆、
九月二十一日（一八七一年十月二十二日）上海に到着してゐる。
苦力は上海にて訊問を受けたが、廣東人一九六名、福建人一七
名、湖南人一名、江西人一名、浙江人一名、合計一三二六名であ
った。上海に親類のある廣東人は上海において釈放され、残余
一八七名の廣東人は汽船でござたらん廣州へ送り、その後広州府
によつて各人の出身地に帰されたのである。

(16) Macao and Its Slave Trade. *The China Review*, Vol. 2. 1973.

(17) ガーブ=アーネキサンダー著、早良哲夫訳『華僑・見聞録
中國』チャーチ出版会、一九七五年、一回販。

(18) Incl. 3 in No. 6, Sir B. Robertson to Lord Tenter-

den, March 31, 1874. (トマールハーブ大学出版局刊行の B.P.

P., China, Vol. 4 新亞の Correspondence Respecting the

Macao Coolie Trade: 1874-1875 廿二回譲りおとし。

(19) 国館在留各國官吏触達書、七月五日だらに十一日付、小
野淳輔より各國領事宛。總領府外國局印證、七月二二日、七日、
小野淳輔より各國領事宛。總領府外國局印證、七月二二日、七日、

十一日、十四日。

(20) 箱館府外國局印證、七月三一日。

(21) 同右、七月十一日。函館在留各國領事触達書、七月十一日
付、小野淳輔より各國領事宛。

(22) 箱館府外國局印證、七月十六日。

(23) 同右、七月二十一日。

(24) 函館府外國領士往復文書、西十一月九日付、ライスより日本
本国官吏宛。

(25) 同右、九月欠日、長谷部早爾よりライス宛。

(26) Stewart, *op. cit.*, pp. 4-17.

(27) Endacott, G.B., *An Eastern Entrepreneur: A Collection
of Documents Illustrating the History of Hong-kong*.
London 1964, pp. 134-142 に収録される。一八五五年英國
人船客法に長老院大總理議會の件記載。

(28) Stewart, *op. cit.*, p. 75.

(29) Morse, H. B., *The International Relations of the
Chinese Empire*. Vol. 2, Reprinted Taipei 1970, p. 170.

(30) Ibid., p. 172.

(31) 『夜半鐘聲』中、マレー船の部分を抄録したところ
である。

同治十年、仲秋之月、有二客由金山火船而回、道經橫濱、田畠
前被拐作猪仔呑去者、一為許有良、開平人、一為陳汝芳、新會
人。為咸豐四年、鄉間薪桂米珠、隨友到澳門、肩挑食力、詎料
斷縛より各國領事宛。總領府外國局印證、七月二二日、七日、

奸徒視為奇貨、多方敲弄、誘至船上做工、不知其先與番人、定賣立券、勒令簽名羈鎖、即時鮮纜開行。凡五閱月、方能抵埠、初登其嶼、舉目荒涼、問諸舟人、知為卑魯國、是船所載猪仔、共三百余名、內有婦女五人。回憶在舟之時、身如繩縛、淒涼殆盡、艱苦備嘗、其間有不堪慘虐、中道而殂者、二十餘人。我等賴以存生、鬻於番人咭𠵼之家、每名價值銀五伯員、主人種植開荒、竟作牛馬驅使、日獲兩餐之餉粥、夜惟一葉之寒毡、忍凍受饑、登高涉險、衝冰冒雪、每嗟手足之如僵、沐雨櫛風、曾無形軀之稍暇、勤勞已極、寢食難安、加叱督令苛嚴、動輒鞭撻從事、如此者八年、限期雖滿、而床頭金盡、歲月虛延、翹首家鄉、不覺淚下、念此身居數万里外、難免溝壑終墳。由是兩人、互相勸勉、計不如奮身捱苦、轉向別處求傭、或積盈余、叭囬返國。爰作某家耕僕、每月工銀八員、溷處窮荒、艱難萬狀、連居九載、鬢髮如絲。幸每蓄得六百餘金、遂浩然而有歸志、束裝潛遁、越

嶺緣岬、歷十餘天、始抵金山大埠、回計舟車盤費、已破佩金五百有奇、由金山以至如斯、所剩貧囊無幾、自思丁年以往、皓首而歸、兩手空空、實何顏以見父老、然而生還閭里、猶勝沉沒天涯。余既悲其遭遇之窮、復憫其用心之苦、不忘故本、大有可風、於是乎秉筆而誌焉。

(32) 内田直作『明治年間における華僑資本の特性』〔「經濟研究」第一八号、昭和三八年、一八八頁。〕

(33) 長崎市教育委員会編『長崎市の文化財』第五版、昭和五一年三月、二二七、二四七頁。

(34) Sandmeyer, E. C., The Anti-Chinese Movement in California. *Illinois Studies in the Social Sciences*, Vol. 24, No. 3, 1939, pp. 18-19.

(35) 内田直作、前掲譜文、一八八—一八九頁。

なお本報告は、昭和五十三年度特定研究「文化摩擦」（略称）、佐伯有一班（日本に定住せる中国人の固有文化と日本文化との摩擦及びその変容に関する研究）における分担研究の一部である。